

GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2015 年第 46 週
(11/9～11/15)

Gifu Infectious Diseases Weekly Report 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

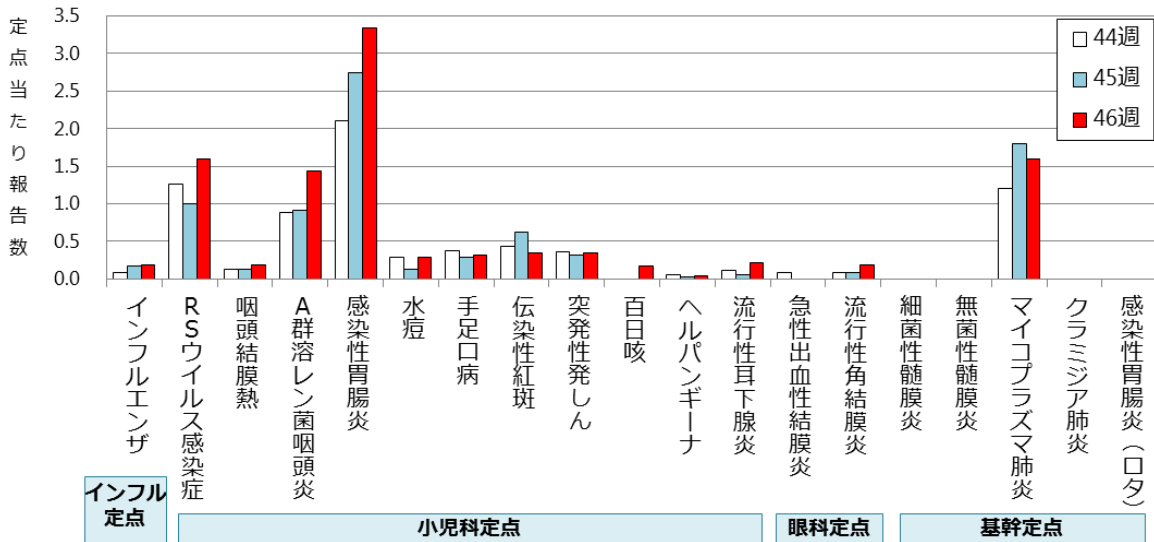
- ◇ RSウイルス感染症が前週より増加し、高いレベルとなっています。
- ◇ 感染性胃腸炎が4週連続増加しています。ノロウイルス感染症の動向に注意が必要です。
- ◇ A群溶血性レンサ球菌咽頭炎が増加しており、飛騨保健所管内で特に多く報告されています。
- ◇ 飛騨保健所管内で百日咳が複数報告されています。
- ◇ つつが虫病が11月に入り多数報告されています。 →トピックス

■ 定点把握対象疾患（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	百日咳	飛騨保健所（1.00）
注意報レベル	なし	—

● 直近3週の比較



■ 全数把握対象疾患

● 今週届出分

- 1 類感染症：なし
- 2 類感染症：結核 16 例
- 3 類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2 例（O157：2 例）
- 4 類感染症：つつが虫病 5 例
- 5 類感染症：アメーバ赤痢 1 例、侵襲性肺炎球菌感染症 2 例、播種性クリプトコックス症 1 例

● 2015 年累計

1 類感染症	なし	
2 類感染症	結核	369 例
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	26 例
4 類感染症	つつが虫病	8 例
	デング熱	6 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	15 例
	ウイルス性肝炎	3 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8 例
	クロイツフェルト・ヤコブ病	5 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2 例
	後天性免疫不全症候群	19 例
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	5 例
	侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例
	腸チフス	1 例
	マラリア	1 例
レジオネラ症	24 例	
侵襲性肺炎球菌感染症	36 例	
水痘（入院例）	6 例	
梅毒	15 例	
播種性クリプトコックス症	2 例	
破傷風	1 例	
風しん	1 例	
麻しん	1 例	

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

感染症発生動向調査週報（IDWR） <http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■トピックス

《つつが虫病》

◆ 県内で多数の患者が報告されています

11月に入り、県内でつつが虫病患者が7例報告されています。

岐阜県では、近隣県と比較してつつが虫病患者の報告が多く、毎年11月が患者発生のピークとなっています。

2013年以降に報告された患者の推定感染地域は、揖斐川町、関市、山県市、郡上市の順に多く、患者のほとんどが60歳以上の高齢者となっています（2013年1週～2015年46週に報告された31症例）。

◆ 山や藪に入るときは気を付けましょう

11月～12月は、吸血を行う幼虫期のツツガムシの活動が特に盛んな時期ですので、山や藪、草むらで作業をするときはツツガムシに刺されないよう注意が必要です。

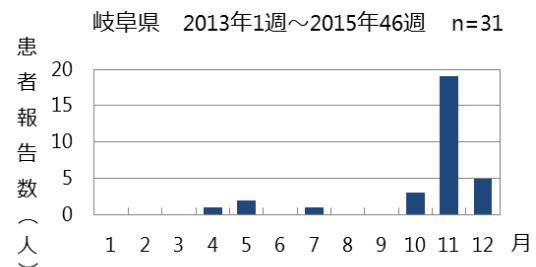
国内では、つつが虫病の他にも、日本紅斑熱や重症熱性血小板減少症候群など、ダニ類が媒介する感染症の患者が報告されています。

ダニ類に刺されないようにすることは、感染症予防対策として重要なこととなっています。

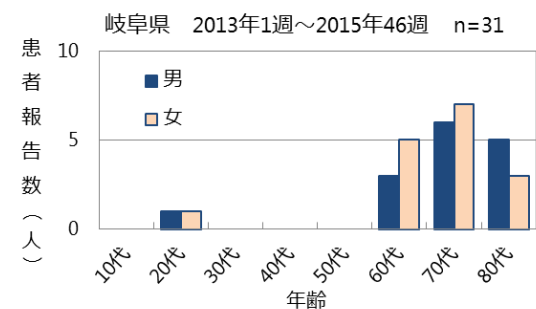
近隣県のつつが虫病患者年間報告数

	2012年	2013年	2014年	2015年*
岐阜県	16	14	9	8
愛知県	2	4	2	*46週まで
三重県	2	3	2	
富山県	2	3	4	
石川県	4	4	3	
福井県	2	0	0	
滋賀県	1	0	0	
長野県	12	10	8	

つつが虫病 月別患者報告数



つつが虫病 年齢・性別患者報告数



草むらや藪などに入るときは

- 肌の露出の少ない服装を！（長袖・長ズボン・帽子・手袋・足を覆う靴・首にタオルを巻く）
- 服は明るい色のものがおすすめ（ダニを目視で確認しやすい）
- 虫除け剤（DEET（ディート）などの有効成分が含まれたもの）の使用も有効

草むらや藪などに入った後は

- すぐに入浴し体を良く洗って、服を着替える
- 入浴前にはダニに咬まれていないかよく確認

★つつが虫病とは

つつが虫病リケッチアによる感染症で、ダニの一種であるツツガムシによって媒介されます。潜伏期間は5日～2週間で、発熱・刺し口・発疹が主要3徴候です。特効薬があるため治療が可能ですが、治療開始が遅れると播種性血管内凝固症候群を起こすことがあり、死に至る場合もあります。

★感染症法における取扱い

つつが虫病は、感染症法において4類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html>

（保健医療課 HP）

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>